



三木市 吉川町

# 合併協議会だより

平成16年5月1日発行

創刊号



協議会の看板を掲げる両市町長



## 目次

- 会長・副会長ごあいさつ ..... 2
- 協議会設立までの経緯 ..... 3
- 第1回合併協議会の結果報告 ..... 4
- 合併協議会の紹介 ..... 6
- 市町村合併Q & A ..... 7
- 協議会からのお知らせ ..... 8

**4月1日、三木市・吉川町  
合併協議会が発足しました。**

4月1日に三木市・吉川町合併協議会  
が設置されました。

これから合併に関するさまざまな  
事項の協議を正式に進めていきます。

## いあいせつし



三木市・吉川町合併協議会  
会長（三木市長） 加古 房夫

うらかな季節となつてまいりましたが、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、各市町行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、三木市、吉川町両議会におきまして、合併協議会設置について今年3月議会で議決をいただき、4月1日、三木市・吉川町合併協議会が発足いたしました。

三木市と吉川町は、同じ美囊郡として、産業・生活・歴史・文化などあらゆる面で深いつながりがございました。また、昭和20年代の「昭和の大合併」によって、三木市と吉川町とに分かれましたが、今日においても消防や教育、あるいは農業といった分野で連携を深めました。しかし、合併から50年が経過し、社会や経済が大きく変化する中、地方自治体を取り巻く環境も大変厳しいものになってきております。そこで、今回の「平成の大合併」におきましては、三木市と吉川町が一体となることによって、合併のスケールメリットを活かし、住民サービスの維持向上を図ってまいりたいと考えております。

合併協議に当たりましては、現在住んでいる私たちはもとより、将来を担う人たちにとつても、希望が持てるような新しい市の建設を目指して、協議を進めていきたいと思っております。非常に限られた期間の中での話し合いとなりますが、住民や議会の皆様方のご支援、ご協力を賜り、十分に議論をし、合併協議に取り組んでまいりたいと思っております。

## いあいせつし



三木市・吉川町合併協議会  
副会長（吉川町長） 岩波 勉

この度、三木市・吉川町合併協議会が正式にスタートすることになりました。

本年3月、両市町の議会で設置が議決され、去る4月8日に第1回協議会が開催されました。合併特例法の期限内である平成17年度中の新三木市の誕生を目指し、本格的な協議が始まったところです。

吉川町は、旧美囊郡として現三木市と歩みを同じくした時期があり、又、三木市と吉川町は、消防業務、農業共済事業等においてすでに統一化が図られており、安全安心のまちづくりを共有する関係にあります。

合併の目的は、行政サービスの向上と財政運営の効率化であります。同時に地域の特性を生かし、地域全体の活力を生み出し、理想のまちづくりを目指す事と考えます。

そのために、合併協議会のもとで、きたんのない意見交換を行います。その中で合併の協議に当たっては、住民の皆様、協議内容について情報提供しながら、新市の将来を見通した大きな視野で誠実に論議することが大切と考えております。住民の皆様からのご意見、ご要望を十分に反映させ、皆様方の英知を集結し、論議を重ねてまいります。

皆さん方のご意見をお寄せいただくようお願いいたします。

## 三木市・吉川町合併協議会設立までの経緯

今、各地域で盛んに論議されている市町村合併については、小規模な町村で積極的に進められています。それは、国による地方分権の推進・多様化する住民ニーズ・日常生活の拡大・社会システムの変化等により、小さい町では、まちづくりが滞ってしまうと判断されるからです。さらに人口減少による税収の伸び悩み、国の地方交付税の優遇措置の廃止などにより、まちの十年後、二十年先を考えると、将来において人口規模の大小で住民サービスに格差が生じる不安が生まれていきます。

吉川町では、合併は町民自らが決めることであるという観点から、その方向性の決定について、住民の代表である議会で審議が重ねられました。住民への合併説明会も重ねられ、昨年12月に議会の合併調査特別委員会「平成の大合併に合わせ合併を進めることとし、その合併の相手は三木市が妥当である。」という結論を出されました。

三木市では、吉川町から「合併協議の申し出」を受け、議会においても合併問題調査特別委員会も設置され審議を重ねられました。市民へは、合併資料の配布を行い、各町において説明会を実施し、合併についての理解を求められました。つながりの深い吉川町とは、旧美嚙郡として歩んだ時期があり、消防・農業共済事業も統一化されており、各種団体も協力的体制が図られています。

### 合併協議会設立の動き

平成15年	
● 12月 4日	吉川町より三木市に対し合併協議会設置に向け申し出
● 12月14日	吉川町、住民代表に対し合併に関する経過説明会
● 12月22日	三木市議会において、合併問題調査特別委員会設置
平成16年	
● 1月25日 ～2月12日	三木市において各町ごとに合併説明会が開催される
● 3月 1日	三木市議会において三木市・吉川町合併協議会設置議案提出
● 3月 8日	吉川町議会において三木市・吉川町合併協議会設置議案提出
● 3月17日	吉川町議会において合併協議会設置議案可決される
● 3月19日	三木市議会、合併問題調査特別委員会において、吉川町との合併は妥当との結論となる
● 3月26日	三木市議会において合併協議会設置議案可決
● 4月 1日	三木市・吉川町合併協議会設置
● 4月 8日	第1回三木市・吉川町合併協議会が開催される



## 第1回

# 合併協議会が開催されました

平成16年4月8日、三木市立教育センターにおいて、第1回三木市・吉川町合併協議会が開催されました。規約や規程の報告協議のほか、会議の運営方法などについて協議されました。



### 報告事項

#### ■報告第1号

三木市・吉川町合併協議会規約について

名称、目的、組織など協議会運営の基本となる事項を定めた規約が報告され、承認されました。

#### ■報告第2号

三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書について

会長・副会長・委員等を具体的に定めた協定書が報告され、承認されました。

#### ■報告第3号

三木市・吉川町合併協議会幹事会規程について

合併協議会に提案する事項を協議する組織についての規程が報告され、承認されました。

#### ■報告第4号

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程について

担当部長、課長等で構成する専門的な検討調整組織についての規程が報告され、承認されました。

#### ■報告第5号

三木市・吉川町合併協議会事務局規程について

事務局に関し、必要な事項を定め

た規程が報告され、承認されました。

#### ■報告第6号

三木市・吉川町合併協議会財務規程について

合併協議会の予算の編成や財務などに関し、必要な事項を定めた規程が報告され、承認されました。

#### ■報告第7号

三木市・吉川町合併協議会平成十六年度予算について

協議会の運営費や事務局費など、総額四千六百万三千円の予算が報告され、承認されました。また、これらの費用は両市町で均等に負担することになっています。

#### ■報告第8号

三木市・吉川町合併協議会スケジュールについて

平成十七年三月末までの合併を想定したスケジュールが報告され、承認されました。なお、現行法の改正が予定されており、成立すれば、合併時期を見直すこととなります。

#### ■報告第9号

三木市・吉川町合併協議会の広報体制について

協議会だよりやホームページの開設、会議録等の閲覧について報告され、承認されました。

(関連記事8ページ)

## 協議事項

### ■協議第1号

三木市・吉川町合併協議会会議運営規程について

会議の議事運営や会議の公開についての規程が承認されました。

### ■協議第2号

三木市・吉川町合併協議会傍聴規程について

傍聴人の定員や、傍聴人の守るべき事項についての規程が承認されました。(関連記事8ページ)

### ■協議第3号

三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程について

会議録等の閲覧の請求手続きや、閲覧の場所についての規程が承認されました。(関連記事8ページ)

### ■協議第4号

三木市・吉川町合併協議会小委員会規程について

協議会から付託された事項を調査、審議する小委員会の規程が承認されました。

### ■協議第5号

三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

委員等に支給する報酬及び費用弁

償の額や支給方法を定めた規程が承認されました。

### ■協議第6号

三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合せ事項について

会議の開催日及び開催時間等についての申し合わせ事項について承認されました。

### ■協議第7号

三木市・吉川町事務事業調整方針について

三木市と吉川町との事務事業調整方針について承認されました。調整を進めていく上での基本原則は、次のとおりです。

#### ① 一体性確保

合併後、速やかな一体性の確保に努める。

#### ② 住民福祉向上

住民福祉の向上に努める。

#### ③ 負担公平

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

#### ④ 健全な財政運営

合併後においても健全な財政運営に努める。

#### ⑤ 行政改革推進

行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

### ■協議第8号

新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査について

三木市・吉川町合併協議会で策定される新市建設計画及び財政計画が

住民の意向を十分に反映させたものにするための住民意向調査について承認されました。

## 提案事項

第2回協議会で協議される事項について、提案説明が行われました。

### ■提案第9号

合併協定項目について  
合併のために必要な25の協定項目について提案がなされました。

### ■提案第10号

合併の方式について  
「美囊郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする」という提案がなされました。

### ■提案第11号

合併の期日について  
「合併の期日は平成十七年三月末日までとする」という提案がなされました。

### ■提案第12号

新市の名称について  
「新市の名称は『三木市』とする」という提案がなされました。

### ■提案第13号

新市の事務所の位置について  
新市の事務所の位置を現在の三木市役所とし、現吉川町役場について

は、支所とするという提案がなされました。

### ■提案第14号

財産及び債務の取扱いについて  
美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとするという提案がなされました。

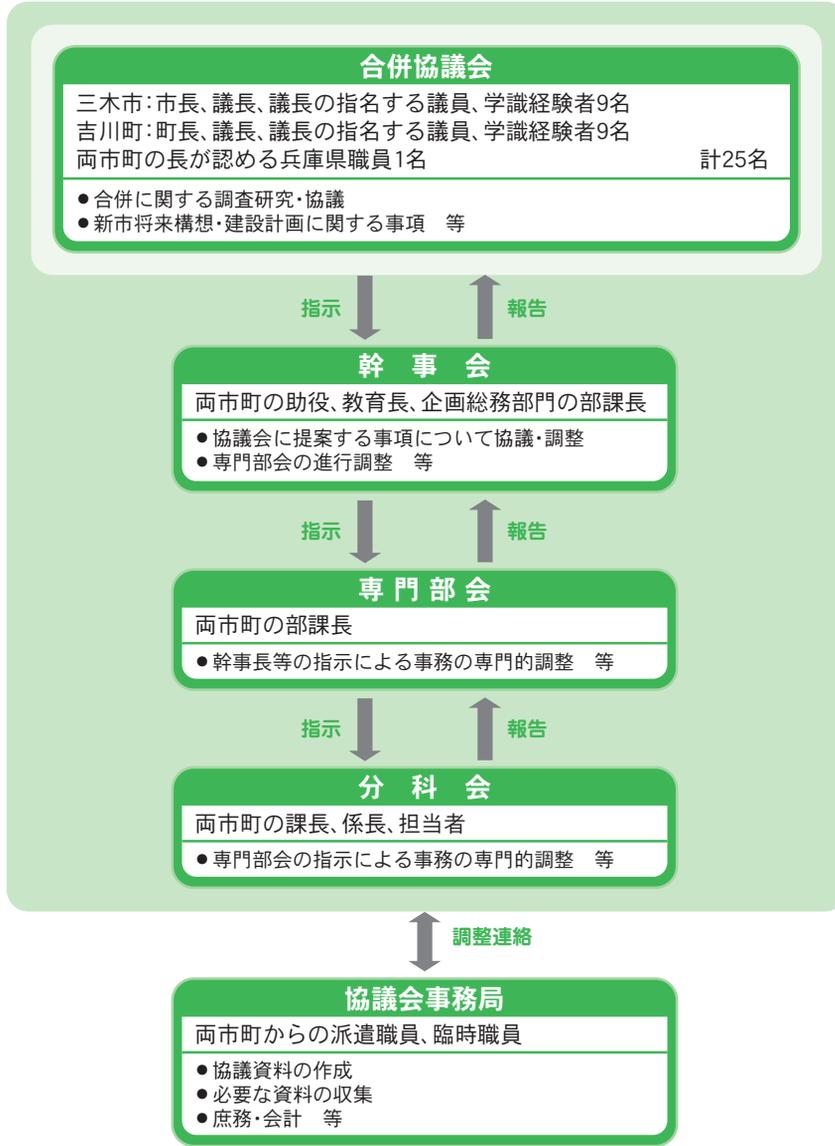
### ■提案第15号

条例、規則の取扱いについて  
条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うという提案がなされました。

### ■提案第16号

町、字の区域及び名称の取扱いについて  
三木市及び吉川町の大字又は字の区域は、現行のとおりとし、三木市の大字名及び字名は現行のとおりする。また、吉川町の大字名は、現行の大字名の前に現町名(吉川町)を付した大字名とし、字名については、現行のとおりとする提案がなされました。

## 三木市・吉川町合併協議会組織図



三木市・吉川町合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき、設置されたものです。

合併協議会は、協議会、幹事会、専門部会、分科会、事務局で構成され、両市町合併に向けて様々な協議等を行います。

## 合併協議会の紹介

## 三木市・吉川町合併協議会委員等名簿

規約第5条第2項	備考	団体名	氏名	規約第5条第2項	備考	団体名	氏名	
1号委員	三木市長 ◎	三木市	加古 房夫	4号委員		三木市	安福 恵子	
	吉川町長 ○	吉川町	岩波 勉				大西 俊昭	
2号委員	三木市議会議長	三木市	室谷 仁美				吉川町	大前 政博
	吉川町議会議長	吉川町	永塩 崇					亀井 美鈴
3号委員	三木市議会議長指名	三木市	西垣 秀美					高橋 早弓
	吉川町議会議長指名	吉川町	田中 修身					中久保通彦
4号委員		三木市	井川 隆雄					西原 雅晴
			和泉 藤枝					西山 利幸
			岡田 保					藤田 芳明
			小河 壯太					吉田 丈規
			中井昭八郎	兵庫県北播磨県民局長	共通	櫛笥 享夫		
			西田 博之	顧問	兵庫県議会議員	共通		鷺尾 弘志
			西本 凱昭	監査	三木市監査委員	三木市	村岡 秀雄	
	宮脇 史郎	監査	吉川町監査委員	吉川町	田村陽太郎			

※◎は会長、○は副会長

1号委員 両市町長  
2号委員 両市町議会議長  
3号委員 両市町議会議員  
4号委員 学識経験者

# 市町村合併



ここでは、市町村合併に関する疑問や質問をQ & A形式でお答えします。



## 新市まちづくり計画とはどんな内容ですか。



「新市まちづくり計画」とは、合併特例法の規定に基づいて、三木市と吉川町が合併するにあたり、合併後の新市におけるまちづくり全般の基本方針などを明らかにするために作成するものです。

合併協議会では、今後の計画づくりに向けた基礎資料とするため、皆さんにアンケート調査を実施します。

計画の詳しい内容につきましては、協議会だよりやホームページ等で随時お知らせしていきます。



## 市町村合併と地方分権との関係は？



地方分権の本格的な推進に向けて、市町村中心の行政運営が求められています。

市町村合併とは、市町村の自治能力向上のために行われるものであり、合併を進めることが、すなわち地方分権の推進につながるといえます。



## 合併特例法の期限(平成17年3月)が来たら、どうなるのでしょうか？



現行の合併特例法は17年3月末までの時限立法であり、現在、今国会において、現行法に代わる合併特例法新法案など関連3法案の審議が進められています。成立すると、18年3月末までに合併することを17年3月末までに県知事に申請すれば、現行法の規定の適用が認められる見通しです。

# Information

## 協議会からのお知らせ

### ●協議会の傍聴について

合併協議会は公開を原則としています。一般傍聴人の定員は、30人以内としますが、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することがあります。傍聴を希望される方は、傍聴受付の順に傍聴証を交付します。傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定します。

### ●会議資料、会議録の閲覧について

会議資料並びに会議録は、次の場所で閲覧することができます。

三木市役所4階 合併協議会事務局 総務係

吉川町役場1階 総務財政課 総合窓口

### ●ホームページ開設のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会のホームページを開設しました。合併に関する情報をお知らせします。

ホームページアドレス ▶▶▶ <http://www.miki-yokawa-gappei.jp>

### ●住民意向調査のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会では、両市町が合併する場合、どのような新しいまちづくりを進めていくべきかなどについて検討するため、住民意向調査を行います。

今回の調査は、新しいまちづくりを行う場合、住民のみなさんがどのようなご要望やご意見をもっておられるかをおたずねするもので、今後検討されます新市まちづくり計画に住民のみなさんのご意見を十分に反映させていきたいと考えております。

調査方法につきましては、両市町にお住まいの18歳以上の住民のみなさんの中から、5,000名を無作為に選ばせていただきますので、アンケート調査票がお手元に届いた方は、何とぞご協力をお願いします。

### 今後の会議開催スケジュール

#### ●第2回三木市・吉川町合併協議会

日 時：4月23日(金) 午後1時30分より

会 場：三木市立教育センター 4階 大研修室

#### ●第3回三木市・吉川町合併協議会

日 時：5月24日(月) 午後1時30分より

会 場：吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

### ◆三木市・吉川町合併協議会事務局職員名簿◆

平成16年4月1日現在

事務局長	小谷 政行	三 木 市
事務局次長兼総務係長	藤 田 均	吉 川 町
総務係主任	廣 井 愛 邦	三 木 市
調整係長	廣 岡 喜 人	吉 川 町
調整係主任	山 本 佳 史	三 木 市
計画係長	梨 原 正 純	三 木 市
計画係主任	岩 崎 英 也	吉 川 町
事務補助	宮 本 昭 子	

### 編集・発行

#### 三木市・吉川町合併協議会事務局

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

(三木市役所内)

TEL 0794-82-4990 FAX 0794-82-9755

■E-mail

jimu@miki-yokawa-gappei.jp

■ホームページ

<http://www.miki-yokawa-gappei.jp>